

論文概要書

安全の政治と統計学 ——ドイツ労働災害保険をめぐる科学言説再読 1871-1932——

高岡 佑介

数量化の技術は人間の集合的な生の保障とどのように結びついてきたのか。このような問いを導きの糸として、本論文では、大量観察と数値表象によって独特な知覚のモードを可能にした統計学の実践に着目し、一八七〇年代から一九三〇年代初頭までを主な分析範囲に据え、この期間に展開された労働災害問題をめぐる統治の実践に携わった専門知の担い手たちの諸言説を検討した。それにより、ドイツ産業社会において安全の網の目が配備されていく過程を思想史的視座から解明することを試みた。

本論文は、序章と終章を含めた七つの章から構成される。以下、各章の概略を示す。

序章

はじめに本論文の基本的な狙いを示したうえで、先行研究の整理、検討を行うことにより、本論文が研究史において占める位置を明らかにした。また、歴史記述そのものの意味とそこでの資料の扱いについて本論文の立場を明確にすべく、史的研究の方法論に関する考察を併せて行った。

一 本論文の狙い

本論文は主に次の二つの視角によって成り立っている。第一に、ビスマルク期からヴァイマル期に至る時代を、ドイツ社会における安全システムの再編過程の局面として理解すること、第二に、「労働災害保険」を制度的構築物としてよりも、むしろ言説の領野として捉えることである。

近代において事故とは、外部から襲来する自然現象としてではなく、産業化の進展と随伴的に生じるという点で、社会の営為に内在的な、消去することのできない副産物として捉えられていた。事故は、それに遭遇しやすい人びととそうでない人びとの分化を促すという点で危険の社会的配分をめぐって、またそれが金銭的な損失をもたらすという点でその補填をめぐって、政治的、経済的な軋轢を生む本源となっていたのであり、その脅威をいかに緩和するかということが、社会秩序の維持に関する主要な争点を構成していた。労働災害保険法は、事故に由来するこうした脅威を法によって馴致するという目的のもとに成立しており、この点で、労災保険法の導入と整備が行われたビスマルク期からヴァイマル期にかけてのドイツは、人間の生を脅かす危険現象に直面し、その制度的対応として安全のシステムが再編されていく過程によって特徴づけられる。

また、確かに労働災害保険は、ドイツで一八八〇年代に成立した社会保障の一角を担う制度である。しかしその形成と運用においては、集団現象の把握や危険現象の予測・計算に関わる専門知として、統計学に代表される数量化の技術が中心的な役割を果たしていた。この側面に着目するならば、労働災害保険は、一つの具体的な制度機構としてよりも、安全

確保の関心と数量化の実践が交差する結節点をなすものとして位置づけられる。

本論文ではこのように労働災害保険を、特定の問題をめぐって知が動員され、さまざまな実践が展開される場、そうした言説の領野として捉えている。「労働災害保険をめぐる科学言説再読」という本論文の副題は、ドイツ産業社会の安全の諸相を、専門知の担い手たちの言説から照射しようとする本研究の意図を表したものである。

二 先行研究の概観

本論文は、一九八〇年代初頭にビーレフェルト大学学際研究センターのグループによって提出された、統計・確率の歴史に関する一連の研究成果から主要な着想を得ている。本節ではまず、同グループの活動を中心としてこれまでの統計・確率史研究を時系列に沿って五つの潮流（「(1) 国家学のツールとして」「(2) 優生学、医学・公衆衛生との関わり」「(3) 『確率革命』——ビーレフェルト研究グループの試み」「(4) 情報と管理統制」「(5) 統治のテクノロジー」）に区分、整理した。次いで、本論文がこれらの先行研究による達成を踏まえながらも、とりわけ(3)から(5)の研究潮流から基本的な問題意識を継承していることを述べたうえで、人間諸科学の実践を近代における合理化プロセスの一場面として理解するという、L・ラファエルのテーゼ（「社会的なものの科学化」）を参照した。これにより、本論文の立場を補強するとともに、通時的な視点から見た場合に本論文の照準する時期区分が占める相対的な位置を提示した。

三 方法論的考察

本論文は、ミシェル・フーコーに由来する言説分析に方法論的着想を負っている。すなわち、一八七〇年代から一九三〇年代初頭にかけて労働災害問題に取り組んだ専門知の担い手たち——経済学者、心理学者、統計学者、保険学者など——による一連の文書（著書、雑誌記事、講演の記録）を資料として取り上げ、これを言説と称して分析の対象に据えたのである。

しかし、言説分析を遂行する者はその前提として次の二つの問題に自覚的でなければならない。第一に、一連の文献資料を、たんなる文献資料としてではなく、言説として扱うことの意味は何か。第二に、言説分析とはいかなる方法を指すのか。それは研究プロセスにおいて則るべき特定の手続きを示すものなのか、また、言説分析はそもそも何を明らかにすべく、いかなる目的に応じて採用される方法なのか。本節では、『知の考古学』を中心に、フーコーが自らの方法論について論じたテキストを検討することにより、これらの問いに対し暫定的な解を示そうと試みた。

まず、言説概念の要諦が次の二点にあることを指摘した。すなわちこの概念で重要なのは、言説を言説以外のものの反映や表現としてではなく、第一に、平面に分散して存在する出来事の集合として空間論的な発想から捉えること、第二に、言説的、非言説的な諸種の要素を接続させ、関係づける実践として捉えることである。そのうえで、言説分析とは、歴史記述における戦略的な身振りにほかならないのであって、その価値は分析対象の選定や手続きそのものにあるのではなく、なされた記述によって描き出される図柄の有意性にかかっているという立場を強調した。したがって言説分析は方法というよりは戦略に近く、それが目指すのは、「すでに書かれたこと」の「一つの書き換え」である。言説分析が

一連の文献資料から描き出すものは、忘却された過去の事実でもなければまったくの虚構でもない。言説分析とは、いわば直説法過去と仮定法過去の間で行われる歴史記述の身振りであり、この間隙こそ、言説分析に固有の歴史的次元なのである。

第一章 生政治 (Biopolitik) としての社会政策 (Sozialpolitik)

本論に入る前の予備作業として、本研究の鍵概念である「生政治」と「社会的なもの」について理論的な考察を行った。具体的には、両概念について思考した論者の議論を検討することで、これらの概念によって開かれる問題平面がいかなるものかを確認した。

まずフーコーの著作（『監視と処罰』、『知への意志』、講義録『安全・領土・人口』）を参照しながら、生政治について、それが対象とする人口概念を通じて検討を加えることで、その理論的含意を浮き彫りにした。そこでは第一に、人間の身体／生命が孕む力能の増強を旨として集合的な水準で調整・管理を行う生政治の権力実践は、資本主義の運動と不即不離であること、第二に、安全の問題系は生政治の具体的な一局面として位置づけられること、また人口とはたんなる所与の現実ではなく、統計学という数量化の知の働きを通じて析出される独特な平面であり、そこにおいて安全をめぐる諸実践が展開される場であることが指摘された（**第一節 「生政治」——資本と生命のエコノミー**）。

次に、ジル・ドゥルーズ、ハンナ・アーレントらに依拠して、社会的なものの概念の内実を明確にした。社会的なものとは、なによりもまず、人間の生の基層をなす諸欲求をいかに充足させるかという問いと関わっており、それはまた私的なものと公的なものとの雑種の様態を取る。それは言い換えれば、家族をその原初形態とする私的領域が解体し、それが担っていた生命過程に関する諸機能を国家に代表される公的領域が吸い上げることで、公的領域自体が変容するところに生起する諸々の領域を指している。これが、社会的なものという概念のもとで焦点化されなければならない事態である。

続けて、社会的なものの勃興とともに統計学がその技術的道具として重要な役割を担ったこと、また社会的なものには差異や複数性を打ち消す画一化の危険が抜きがたく内包されているというアーレントの批判について言及した。

以上を踏まえたうえで、社会的なものをめぐる政治の空間として社会政策を位置づけ、それに関わる一連の実践を生政治の問題として読み替えるという本論文の中核となる視角を導入した（**第二節 「社会的なもの**」）。

第二章から第五章では、労働災害問題の解決を目的として動員された専門知——「講壇社会主義の経済学」「労働科学」「社会統計学」「保険学」——を取り上げ、その担い手たちの言説を検討した。

第二章 講壇社会主義の経済学

講壇社会主義とは、十九世紀後半、産業化の進展と人口増加に伴う労働者問題の激化を目の当たりにして、大学の教壇に身を置きながら科学的な調査研究に基づく社会改革の必要性を訴えた複数の経済学者に対して用いられた呼称である。各々異なった立場に立つ彼らに共通していたのは、社会状態に亀裂をもたらす労働者問題への対応を、自由放任主義と革命的社会主義の両方を拒否したところで行おうとする政治的志向だった。本章では、

講壇社会主義の経済学に生まれた社会政策のプログラムを明らかにするため、統計学者にして経済学者であり、「講壇社会主義の父」と称されたエルンスト・エンゲルを取り上げ、分析の対象に据えた。

まず、エンゲルの社会改革構想の中で重要な位置を占める「人間の価値」論について、同名の表題を付された彼の著書に即して考察を行った（**第一節 「人間の価値」——費用価値と収益価値**）。次に、労働災害の問題が「人間の価値」論にとって重要なテーマの一つであったことを指摘し、この問題に関するエンゲルの調査報告書や論説を取り上げ、検討を加えた（**第二節 「社会的病」としての労働災害**）。最後に、エンゲルにおいて改革の対象たる社会がいかなる領域として捉えられていたかを浮き彫りにした（**第三節 放物線としての「社会」**）。

考察を通じて明らかになったのは以下のことである。エンゲルの社会改革は、労働者の生存を脅かす諸問題に対して、費用価値・収益価値という経済学的な概念を導入することによって、資本の循環過程の只中で労働者の生の充実を可能にするための理路を開こうとするものだった。またエンゲルにおいては、改革の主要な目的である労使間の階級対立の調停が、経済学的な問題としてだけでなく、同時に規範的な含意を強く含む法／権利、責任の問題として捉えられていたことも特徴的な点として挙げられる。すなわち、労働災害補償の問題について、補償を受けることは労使双方が持つ平等な権利として、また補償を与えることは緊密化された産業構造を有する社会が担う責任として捉えられるべきだとする立場が強調されたのである。こうしたエンゲルの社会改革の実践をその根底で支えていたのは、点在する個々人の私的利益によって紡がれる放物線としての社会像だった。

第三章 労働科学

世紀転換期に入ると、事故を招来する要因として疲労が問題化された。疲労は、産業社会に特有の労働プロセスに対する身体的反応として捉えられ、労働者の意志の減弱や注意の散漫につながり就労時の事故を引き起こす危険があるという点で、社会改革運動において取り組むべき課題とされた。労働科学とは、そのように社会問題として知覚された労働者の疲労現象に対し、科学的解明を通じて処方箋を提示しようと、医学・生理学・心理学といった人間の身体を主たる研究対象とする一連の専門知によってなされた実践の総体である。本章では、労働科学の実践を担った中心人物としてエミール・クレペリンを取り上げ、同時代の他の諸言説と交差させつつ、考察を行った。

はじめに、クレペリンの疲労研究の出発点となった神経衰弱に関する彼の考察を分析し、精神労働という、産業化に伴う新たな労働形態の勃興が人間主体を輪郭づける環境の変容を意味しており、そこでは主に注意の経済をめぐる問いが焦点となったことを確認した（**第一節 産業社会の労働形態——精神労働とは何か**）。次に、クレペリンの疲労実験を取り上げ、精神労働によって「疲労する労働者」が認識の地平において前景化する中で、実験研究によって可視化される主体の形象がいかなるものかを究明した。そこで浮かび上がったのは、身体に備わる生理的な感応能力に自らの根拠を持つという、受動性を刻印された主体像だった（**第二節 揺らぎの一時的収束としての主体**）。最後に、「疲労との闘争」を標語にして行われたクレペリンの労働心理学の取り組みが、戦時体制のもと、規律化の流れと並行していたこと、またその際、規律化の過程が剰余価値の生産という資本の運動と連

動していたことを指摘した（第三節 規律の実践としての労働心理学）。

第四章 社会統計学

一八八〇年代になされた労働災害保険法の制定や拡充をめぐる活発な運動は、統計学が用いられる土壌となった。なぜなら、そうした立法措置を有効な仕方で行うには、いかなる補償が誰に対して提供されなければならないかを決定するための状況把握を可能にする認識手段が必要とされたからである。それに対し統計学は、直接に観察することのできない社会状況を可視化する、「社会による自己観察、自己記述の技法」としての役割を担った。本章では統計学のこのような性格を重視し、その実践が生み出す量的認識によって描かれる現実の秩序像がいかなるものかを明らかにしようと試みた。

最初に、社会立法に関わる諸問題を中心的なテーマとして扱った定期刊行物に収められた複数の論考を検討した。それにより、社会統計学の枠組みにおいて事故の現象が、労働者に対し身体のどの部位に危害を及ぼし、どれほどの就労不能期間を生じさせたのかを問うことで、もっぱら労働力の損耗という観点から分類、計上されたことを指摘した（第一節 災害統計による偶発的危険の合理化）。

続けて、ともに保険の問題に取り組みながら統計学の数理的方法に対する賛否という点で立場を異にした、二人の対照的な社会統計学者——ゲオルク・フォン・マイヤとヴィルヘルム・レキシス——を取り上げ、両者に見られる社会像の異同を浮き彫りにした。

まず、マイヤの著書に即して、「国家に関する知（国家学）から社会に関する知（社会科学）へ」という、近代における統計学の位置変更を確認した。そのうえで、社会政策と密接な関係を取り結んでいた社会統計学と、それと袂を分かちついで、社会に関するもう一つの学としてその黎明期を迎えていた社会学を対比した。具体的には、前者の例にマイヤ、後者の例にゲオルク・ジンメルを取り上げ、さらに両義的な中間項としてマックス・ヴェーバーを差し挟みつつ、両者が社会的なものをいかなる水準において把握していたかを検討した。その結果、多数の人間が共に在るという事態に対し、ジンメルもマイヤもともに個人へと還元されない水準を捕捉しようとしながら、前者が相互作用に表される諸個人の「あいだ」に着目していたのに対し、後者は多数の法則が成立する人の集団によって形成される「全体性」を注視していたことが確認された（第二節 統計学——国家学から社会科学へ）。そのうえで、統計学による社会現象の把握は確率計算に依拠した自然科学的なものでなければならないという立場を強調したレキシスのテキストを取り上げ、検討を加えた。それにより明らかになったのは、孤立した原子の集合でもなければ組織化された全体でもない、諸要素の偶然的な連鎖からなる分子的な群としての社会像だった（第三節 緩やかな法則性——確率的な社会秩序）。

第五章 保険学

安全（security）を語源的な見地から眺めてみると、それが気遣いを意味するラテン語 cura と欠如を表す接頭辞 se- から構成されていることに気づく。つまり安全を本質的に特徴づけるのは、気遣いのない状態を実現しようとして気遣いが向けられていく、そうした気遣いの配分をめぐる運動なのである。この点に注目するなら、心配や懸念、不安や憂慮を取り扱うことで心の平静を得るという、「安心」をめぐる問題機制は、安全の主要な相

の一つとして位置づけられる。そして保険とは、不確かな未来を配慮と計算によって先取りし、不測の事態にあらかじめ備えることで安心を付与する装置にほかならない。本章では、保険に見られる安心の調達が社会編成における重要な軸を構成するという F・エヴァルドのテーゼを踏まえつつ、労災保険法をめぐる言説的反応を三つの側面から追尾した。

はじめに、ドイツ保険学会によって一九〇一年より刊行された『全保険学雑誌』所収の論説を中心に取り上げ、検討した。それにより、保険が経済的、社会的のみならず、とりわけ文化的なものとして捉えられていたことを確認したうえで、その含意が自然からの超出、すなわち偶然性や暴力性といった秩序の攪乱因子に対して確実さを付与することで、自然性に由来する脅威から保護された領域を築く点にあったことを指摘した(第一節「文化の尺度」としての保険)。

次に、そうした保険の合理性は人間存在における個別性の喪失をもたらしたという、アドルノ／ホルクハイマーらの批判に言及した。この批判の要点は、人びとは保険や福祉による保護のもとで、自ら気遣いを組織することをやめ、たんに扶養されるというかたちで、反省的意識や自律性を喪失してしまったというものだった。だが、保険や福祉による保障の受諾と、それに対する依存や被支配という事態との結びつきは必然的なものだろうか。この点を検討するため、気遣い(Sorge)の営みのあり様について考察したマルティン・ハイデガーの議論(『存在と時間』第二六節、第二七節、第四二節)を参照した。そこで明らかになったのは、気遣いの営みのすぐれてエコノミカルなプロセスであり、福祉保護(Fürsorge)のもとでなされる気遣いの与奪をめぐる運動は、被支配と解放という正反対の局面へと通じていること、それにもかかわらず世人(das Man)という、平均性・無差異性の特徴とする人間の日常的な存在様態が傾斜するのは前者への道筋であるということだった(第二節 気遣い(Sorge)の営みと安心の主体)。

では、保障の付与によって個々人が被支配状態に陥るという、保険合理性の自己崩壊を回避するにはどのような方途がありうるか。この点について、年金神経症という同一の現象に対し異なる解釈を示した二人の論者——ヴィクトール・フォン・ヴァイツゼッカーとマックス・シェーラー——を取り上げ、考察の対象に据えた。年金神経症とは、労災保険法による給付金制度のもとで、作業時に不注意から事故を引き起こし健康を損なう労働者が急増したため、「社会政策の望まざる結果」として当時問題となったものである。ヴァイツゼッカーによれば、社会保険が人間にもたらしたのは、自己の安寧にまどろみ、関心や共感を自身が他者へ向けるのではなく他者からそれらを受け取ることに専心するという利己的な心性なのであって、そのような事態を招いた安心の装置は解体されなければならない。それに対してシェーラーが示したのは、年金神経症の現象を道徳や制度の問題から切り離れたうえで、共苦の感情を媒介にしてではなく、あくまで公正の理念に根ざした権利を通路として、社会的なものを組織していかなければならないとする立場だった(第三節 共感から公正へ——「年金闘争」の実践)。

終章

終章では、第一章から第五章までの議論を三点に整理して要約し(「安全のメカニズム」「社会的なものの論理と統計学的想像力」「生政治を複数の相へ種別化する」)、包括的な考察を行った。そこでは本論文の主張として、第一に、数量化の技術が示す人間の共在の形

に関する諸種のイメージをもとにして、社会的なものの地平を開くための実践の論理が組み立てられるべきであること、第二に、生政治は、それがテクノロジーによる自然の改変と資本主義の発達という近代以降の技術的、経済的諸条件の展開のもとで人びとの生を組織する実践の総体であるという点で、人間の生の営みにとって必要なものであることを強調した。なされるべきは、権力の磁場から離脱することではなく、むしろその只中で、社会や主体、自由や公正といった、人間の生を基礎づける諸概念の形態変化を構想していくことである。それが、本論文の示唆する、生政治における闘争のあるべき姿である。